

別紙2（第三章関係）

計画期間中の指導等優先事項（令和6年度）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・適切に加熱処理した飼料の利用 ・衛生管理区域の出入口での車両消毒の徹底 ・農場及び衛生管理区域への野生動物侵入防止対策（柵、ネット等の設置、日常点検及び速やかな修繕）の徹底 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 ・畜舎外での病原体による汚染防止 	県内全域	<p>令和元年度に、県内農場で豚熱が発生し、野生いのししにおいても感染が確認されている。</p> <p>また、近隣諸国でのアフリカ豚熱発生状況を踏まえ、国内侵入リスクが非常に高いことから、他の畜種に最も優先して指導を行う必要がある。</p>	<p>通年</p> <p>ただし、法第51条に基づく検査は1月までに全戸終了させる。</p>
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに入退場時の手指の洗浄及び消毒 ・野生動物侵入防止対策（防鳥ネット等の設置、日常点検及び速やかな修繕）の 	県内全域	<p>高病原性鳥インフルエンザの国際的な発生状況を踏まえ、令和6年以降も国内侵入リスクが非常に高いことが想定されたため、重点的かつ継続的に指導を行う必要がある。</p>	<p>通年</p> <p>ただし、法第51条に基づく検査は11月までに全戸終了させる。</p>

	徹底 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置			
--	---	--	--	--

計画期間中の指導等優先事項（令和7年度）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
乳用牛及び肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 衛生管理区域の適切な設定 記録の作成及び保管 衛生管理区域の出入口における車両消毒の徹底 特定症状が確認された場合の早期通報 埋却等に備えた措置 	県内全域	近隣諸国での口蹄疫の発生状況を踏まえ国内侵入リスクが高い状況が続いていること、飼養衛生管理マニュアル作成に係る規定が令和4年2月1日付で完全施行されたことを踏まえ、重点的に指導を行う必要がある。	通年 ただし、法第51条に基づく検査は3月までに全戸終了させる。
豚及びいのしし	令和6年度に引き続き指導を行う。			
家きん	令和6年度に引き続き指導を行う。	県内全域		
	<ul style="list-style-type: none"> 消毒薬等の備蓄 農場周辺における野鳥の生息状況の把握、農場内における野鳥誘引防止対策の実施及び地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策の検討 	大臣指定地域	家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣に地域が指定されたため、重点的に指導を行う必要がある。	令和8年1月1日以降

計画期間中の指導等優先事項（令和8年度）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両消毒の徹底 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	県内全域	県内での飼養者が増加傾向にあること、飼養衛生管理マニュアル作成に係る規定が令和4年2月1日付で完全施行されたことを踏まえ、継続的に指導を行う必要がある。	通年 ただし、法第51条に基づく検査は3月までに全戸終了させる。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等 	県内全域	飼養衛生管理マニュアル作成に係る規定が令和4年2月1日付で完全施行されたことを踏まえ、継続的に指導を行う必要がある。	通年 ただし、法第51条に基づく検査は3月までに全戸終了させる。
乳用牛及び肉用牛	令和7年度に引き続き指導を行う。			
豚及びいのしし	令和7年度に引き続き指導を行う。			
家きん	令和7年度に引き続き指導を行う。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模所有者においては、入気口へのフィルター又は不織布の設置、消毒薬又は水の散布等、家きん舎及びその周辺の粉じん、羽毛等の侵入防止対策等の実施に必要となる準備措置を講ずる（ただ 		左記の飼養衛生管理基準が令和8年10月1日に施行されることを踏まえ、重点的に指導を行う必要がある。	令和8年10月1日以降

	し、当該措置の実施により家さんの健康を害するおそれがあるときは、この限りでない。)			
--	---	--	--	--